

## 【食品衛生法 第 55 条第 1 項の規定に基づく許可手数料】

業種	手数料	業種	手数料
飲食店営業	16,000 円	氷雪製造業	21,000 円
飲食店営業（露店）	10,000 円	液卵製造業	21,000 円
調理の機能を有する自動販売機による営業	9,600 円	食用油脂製造業	21,000 円
食肉販売業	9,600 円	みそ又はしょうゆ製造業	16,000 円
魚介類販売業	9,600 円	酒類製造業	16,000 円
魚介類競り売り営業	21,000 円	豆腐製造業	14,000 円
集乳業	9,600 円	納豆製造業	14,000 円
乳処理業	21,000 円	麺類製造業	14,000 円
特別牛乳搾取処理業	21,000 円	そうざい製造業	21,000 円
食肉処理業	21,000 円	複合型そうざい製造業	26,000 円
食品の放射線照射業	21,000 円	冷凍食品製造業	21,000 円
菓子製造業	14,000 円	複合型冷凍食品製造業	26,000 円
アイスクリーム類製造業	14,000 円	漬物製造業	14,000 円
乳製品製造業	21,000 円	密封包装食品製造業	21,000 円
清涼飲料水製造業	21,000 円	食品の小分け業	14,000 円
食肉製品製造業	21,000 円	添加物製造業	21,000 円
水産製品製造業	16,000 円		

## 【その他法令に基づく食品関連手数料】

項 目		手数料
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理事業許可申請	19,000 円
	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請	10,000 円
	確認規程認定申請	5,500 円
	確認規程認定変更申請	2,300 円
	食鳥検査手数料（1羽につき）	5 円
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	輸出証明書	870 円
	施設認定手数料	20,900 円
	施設認定手数料（危害分析・重要管理点方式を認定要件としない場合）	10,400 円

注）領収書（レシート）は再発行できませんので、紛失や毀損のないよう、大切に保管してください。